

いちご新規就農者研修事業 令和7年度研修者募集要項

制定：令和6年1月1日

1. 事業内容

(1) 事業概要

いちご産地の維持発展を図るため、新たにいちご生産に取り組み新規就農を希望する者、およびいちご生産をしている親元への就農を希望する者に対し生産技術、経営管理に関する研修を行い、いちご生産者として独立するための十分な資質を形成するとともに研修終了後の就農に向け、関係機関と連携して支援を行う。

(2) 研修場所

全農宮城県本部「いちごトレーニングセンター」

(宮城県亘理郡山元町高瀬字北中須賀3番地 (株)やまもとファームみらい野)

(3) 研修期間

令和7年4月から令和8年5月までの14か月間を原則とし、必要に応じて令和8年5月までの26か月間も可とする。

(4) 研修内容 (予定)

項目	研修内容
----	------

基礎研修	生理生態・品種特性等の基礎知識、高設ベンチ栽培についての基礎知識 肥料・農薬・保温資材および包装・出荷資材の基礎知識
技術研修	栽培ステージ毎の栽培技術、収穫・パック詰め等の商品づくり
経営管理	施設投資・経営収支管理・農業簿記記帳・税務申告等、経営に必要な基礎知識
就農準備	農地取得・資金調達等の就農に必要な知識・手続き
視察・交流	いちご産地視察（県内外）、地域のいちご生産者との交流

(5) 研修講師（予定）

全農宮城県本部、J Aみやぎ亘理・J Aみやぎ亘理いちご部会、宮城県 他

(6) 研修認定

全農宮城県本部が研修修了の可否を判定し、修了者には修了証を交付する。

(7) 就農支援

研修修了後の就農に向け、農地・施設の取得及び資金調達等について関係機関が協力をして支援を行う。

2. 募集内容

(1) 募集人員

3名

(2) 応募資格

ア. 満18歳以上で（国の事業「新規就農者育成総合対策」を利用の場合は47歳以下

（令和7年6月1日現在））研修修了後はいちご生産者として就農意思が明確な方。また、性別・農業経験の有無は問わない。

イ. 新規就農を希望する者は、研修修了後2年以内に、新規就農者（独立・自営して新規に就農する者）として、山元町内で就農することを原則とする。なお新たに県内市町村にて支援体制（就農支援・補助事業支援等）が確立できた場合はこの限りではない。

ウ. 親元就農を希望する者は、宮城県内のいちご生産農家の親元への就農とし、担い手（独立しないで親元に就農する者）として就農すること。

(3) 提出書類

以下の書類等に必要事項を記載・同封の上、下記の募集期間内に郵送、または、直接持参すること。

ア. 「いちご新規就農者研修事業」令和7年度研修受講申込書

イ. 履歴書（市販のJIS規格のもの、写真糊付け）

3. 募集期間

(1) 受付期間

令和6年1月1日(月)～令和6年9月30日(月) 必着

(2) 説明会の開催

ア. 日程及び場所等

(ア)日時：都度開催

(イ)場所：①(株)やまもとファームみらい野（宮城県亶理郡山元町高瀬字北中須賀3番地）

②全農宮城県本部園芸・生産振興部会議室（宮城県仙台市若林区卸町5-1-8）

③Web開催（Webex・Zoom）

(ウ)内容：研修事業について関係機関と共に詳細説明し、その後研修所を見学（①のみ）。

イ. その他：応募を希望する方は、必ず説明会に参加すること。

4. 選考方法等

(1) 選考方法

全農宮城県本部及び関係機関・団体の選考委員による書類審査並びに面接（1次・

2次）により決定する。

(2) 面接日時・場所

ア. 日時：令和6年10月 ※詳細については別途通知する。

イ. 場所：JAビル宮城（仙台市青葉区上杉1丁目2番16号）

（3）結果通知

申込者には、令和6年10月末までに郵送にて通知する。

5. 研修条件

（1）研修期間中の諸条件

ア. 研修受講料は無料とする。

イ. 研修に必要な費用は本会が負担する。なお、個人生活にかかわる費用及び研修施設までの交通費は、全額研修者の負担とする。

ウ. 本事業における生産物販売代金は(株)やまもとファームみらい野に帰属する。

（2）災害補償

ア. 研修者は、研修期間中の傷害保険へ加入することを必須とし、また、同期間の災害補償についても対応するものとする。

イ. 傷害保険加入に伴う費用は研修者が負担する。

（3）研修時間及び休日

①研修時間は原則として、7時から16時とし、休憩を12時から13時とする。

②休日は、原則、日曜日とする。なお、繁忙期・収穫期等においては、研修時間外及び休日に実習

を実施する場合がある。

③研修内容及び天候等により研修日程、研修時間を変更する場合がある。

(4) 遵守事項

本事業の趣旨を十分理解の上、常に誠実かつ積極的な態度、姿勢で研修に臨むこと。

6. 応募先他

(1) 応募先・相談窓口

全農宮城県本部 園芸・生産振興部 生産振興課

仙台市若林区卸町5丁目1番8号 TEL 022-352-3161

(2) 留意事項

ア. 就農するために、園芸施設設置や運営費用等と合わせ、生活費用が必要となる。

イ. 営農を継続するためには、本人の努力・熱意・体力とともに地域と強調する姿勢が求められる。

本募集要項に基づく提出書類に係る個人情報については、研修者の選考・研修期間中の指導・連絡及び就農にあたっての斡旋・その他運営に関する目的に使用する。

付則

(制定・改廃)

1. この要項の制定・改廃は、全農宮城県本部園芸・生産振興部長が行う。

(疑義解明)

2. この要項の解釈・その他の疑義は、全農宮城県本部園芸・生産振興部生産振興課長が決定する。

(施行期日)

3. この要項は、令和6年1月1日より施行する。

令和 年 月 日

全国農業協同組合連合会宮城県本部

県 本 部 長 殿

申込者 住所

氏名

印

連絡先

「いちご新規就農者研修事業」令和7年度研修受講申込書

貴会の要項に基づき、下記のとおり研修受講を申し込みます。

記

1. 履歴書：別紙

2. 研修受講申込レポート：別紙

以上

いちご新規就農者研修事業研修受講申込レポート

※ 可能な限り詳しく記入してください。

氏 名 _____

1. 申込理由

2. 農業経験の有無

3. 農地保有の有無

4. 就農のために用意できる資金（うち1年間の生活費）

5. 家族の同意

6. 将来の希望

7. 就農希望地